

平成29年12月18日  
四国電力株式会社  
株式会社STNet

## 光ファイバケーブル心線貸し事業用設備および関連業務の移管について

四国電力株式会社（以下、「四国電力」という。）と同社の子会社である株式会社STNet（以下、「STNet」という。）は、平成31年4月1日を効力発生日として、四国電力の光ファイバケーブル心線貸し事業用設備およびこれに関連する業務を、STNetに会社分割によって移管することを本日決定し、会社分割契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

四国電力は、平成13年から、自社で所有する光ファイバケーブルを活用し、通信事業者等（STNetを含む。）に光ファイバケーブルの心線を貸し出す、光ファイバケーブル心線貸し事業を附帯事業として実施しております。

また、STNetは、四国電力グループにおける情報通信事業の中核企業として、四国電力の光ファイバケーブル心線を活用した光ブロードバンドサービス（Pikara）等、様々なサービスの提供を行っております。

近年、情報通信事業を取り巻く環境が大きく変化する中、持続的に収益拡大を図っていくためには、環境変化に柔軟に対応できる事業体制を構築する必要があり、このため、経営資源の最適配分や事業運営の効率化の観点から、四国電力の光ファイバケーブル心線貸し事業用設備およびこれに関連する業務をSTNetに移管することといたしました。

これにより、顧客ニーズに対応したサービスの充実など、STNetのより迅速な事業展開を推進し、事業強化に取り組んでまいります。

## 1. 移管の要旨

### (1) 分割の内容

四国電力の光ファイバケーブル心線貸し事業用設備 およびこれに関連する業務。

四国電力が電気事業用として事業場間等に設置した設備は除く。

### (2) 分割の方式

四国電力を吸収分割会社、S T N e t を吸収分割承継会社とする会社分割。

### (3) 分割の対価

S T N e t は、承継する資産等の対価として普通株式4,600株を新たに発行し、その全部を四国電力に割当てる。

### (4) S T N e t が承継する権利義務

S T N e t は、分割する事業に関する資産（約3.7億円）およびこれに付随する一切の権利義務ならびに契約を承継する。なお、分割する事業に従事する四国電力の従業員との間の労働契約は承継しない。

## 2. 移管の日程

- ・会社分割契約承認取締役会（S T N e t） : 平成29年12月15日
- ・会社分割契約承認取締役会（四国電力） : 平成29年12月18日
- ・会社分割契約締結 : 平成29年12月18日
- ・会社分割契約承認株主総会（S T N e t） : 平成30年 6月頃 （予定）
- ・会社分割実施 : 平成31年 4月 1日（予定）

会社法第784条第2項（簡易吸収分割）の規定により、四国電力は会社分割契約承認株主総会を開催しない。

以 上